

特定建築物、建築設備、防火設備の定期報告制度のお知らせ

＜定期報告対象特定建築物等一覧表＞

○ 定期報告制度について

建築基準法においては、①建築物、②建築設備（換気設備、排煙設備、非常用の照明装置）、③防火設備について、経年劣化などの状況を定期的に点検する制度が設けられています。

具体的には、一定の条件を満たす建築物等の所有者・管理者の義務として、

[1] 専門技術を有する資格者に建築物等の調査・検査をさせ

[2] その結果を特定行政庁に報告すること

が、定められています。（建築基準法第12条）

定期報告の対象となる建築物、建築設備、防火設備の条件は、別紙のとおりとなっておりますので、御確認の上、定期報告の対象となる建築物については、適切に報告を行っていただくようお願いいたします。

1 定期報告対象特定建築物等一覧表について

定期報告が必要となる特定建築物、建築設備等は、表1から表5までのとおりです。

なお、定期報告書の提出先は、建築物の所在する各（総合）振興局建設指導課です。

2 報告書の作成等について

定期報告に係る調査（検査）については、1・2級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する建築物調査員、建築設備等検査員（以下「調査（検査）資格者」という。）に依頼してください。

3 提出する報告書等について

報告書等様式は次のURLからダウンロードいただけます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/youshiki/index.html>

(1) 特定建築物等

① 『定期調査報告書』

② 『調査結果表』

③ 『別添1（調査結果図）』

（注）調査結果による指摘の有無にかかわらず、配置図及び各階平面図を必ず添付してください。

その際、配置図及び各階平面図は図面をこの『別添1（調査結果図）』に縮小して貼り付ける等、可能な限り書類の枚数を少なくするようよろしくお願いします。

④ 『別添2（関係写真）』（注）調査の結果「要是正」の項目がない場合は省略できます。）

⑤ 『定期調査報告概要書』

※ 提出部数 ①②③④ . . . 2部（1部はコピー可）

⑤ . . . 1部

(2) 建築設備等（建築設備、防火設備、昇降機、遊戯施設）

① 『定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く。））』、『定期検査報告書（防火設備）』、『定期検査報告書（昇降機）』、『定期検査報告書（遊戯施設）』、

② 『検査結果表』

③ 『別表』

④ 『別添（関係写真）』（注）検査の結果「要是正」の項目がない場合は省略できます。）

⑤ 『定期検査報告概要書』

※ 提出部数 ①②③④ . . . 2部（1部はコピー可）

⑤ . . . 1部

4 お問い合わせ先等について

・この報告の問い合わせについては、〇〇（総合）振興局〇〇建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係、〔〇〇振興局産業振興部建設指導課建築住宅係〕（電話： 内線 ）までご連絡ください。

・なお、一般社団法人北海道建築士事務所協会では、調査（検査）資格者の紹介を行っております。

連絡先：一般社団法人北海道建築士事務所協会

札幌市北区北6条西6丁目2番地 設計会館9階（電話：011-788-7650）

5 その他

定期調査（検査）報告書等の提出に際しては、同封の「既存建築物の耐震診断・改修等実施状況特別調査票」を併せて提出願います。（昭和56年6月以降に建築確認を受けた場合は提出不要です。）

定期報告対象特定建築物等一覧表

定期報告が必要となる特定建築物、建築設備、防火設備及び昇降機並びに準用工作物は次のとおりです。

No	建築物の用途	建築物の規模要件 ※国指定及び道指定ともいずれかの要件に該当するものが報告対象		報告時期
		国指定 (建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物に限る。)	道指定	
1	劇場、映画館、演芸場	次のアに該当し、かつイ又はウのいずれかに該当する場合 ア 避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 (ア) 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物(地階又は3階以上の階の当該用途に供する床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。) (イ) 当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が200㎡以上の建築物 ウ 当該用途に供する建築物で、主階が1階にないもの	※国指定に該当するものを除く。 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。) イ 床面積(客室の部分に限る。)が200㎡を超えるもの	平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
2	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂、集会場	次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 (ア) 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物(地階又は3階以上の階の当該用途に供する床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。) (イ) 当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が200㎡以上の建築物	※国指定に該当するものを除く。 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。) イ 床面積(客室又は集会室の部分に限る。)が200㎡を超えるもの	
3	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 (ア) 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物(地階又は3階以上の階の当該用途に供する床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。) (イ) 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物(2階部分に患者の収容施設がある場合に限る。)	※国指定に該当するものを除く。 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。) イ 床面積の合計が500㎡を超えるもの	平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
4-1	児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。)、保護施設(医療保護施設を除く。)、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(※1)があるものに限る。)	次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 (ア) 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物(地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。) (イ) 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物	※国指定に該当するものを除く。 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。) イ 床面積の合計が500㎡を超えるもの	

4-2	<p>児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（※1）があるものを除く。）</p>	/	<p>次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が1,000㎡を超えるもの</p>	
5	ホテル、旅館	<p>次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 （ア）地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。） （イ）当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物</p>	<p>※国指定に該当するものを除く。 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が300㎡を超えるもの</p>	平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
6-1	<p>下宿、共同住宅、寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）</p>	<p>次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 （ア）地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。） （イ）当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物</p>	<p>※国指定に該当するものを除く。 次のアとイの両方に該当する場合 ア 3階以上のもの イ 床面積の合計が1,000㎡を超えるもの</p>	平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
6-2	<p>下宿、共同住宅、寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは共同生活援助を行う事業の用に供するものを除く。）</p>	/	<p>次のアとイの両方に該当する場合 ア 3階以上のもの イ 床面積の合計が1,000㎡を超えるもの</p>	
7-1	<p>体育館（学校に附属するものを除く。）</p>	<p>次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 （ア）3階以上の階を当該用途に供する建築物（3階以上の階の当該用途に供する床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） （イ）当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物</p>	<p>※国指定に該当するものを除く。 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が5,000㎡を超えるもの</p>	平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
7-2	<p>体育館（学校に附属するものに限る。）、学校</p>	/	<p>次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が5,000㎡を超えるもの</p>	

8	博物館、美術館、図書館 (学校に附属するものを除く。)	次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 (ア) 3階以上の階を当該用途に供する建築物(3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のもを除く。) (イ) 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物		平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
9-1	ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(学校に附属するものを除く。)	次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 (ア) 3階以上の階を当該用途に供する建築物(3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のもを除く。) (イ) 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物	※国指定に該当するものを除く。 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの(床面積の合計が100㎡以下のもを除く。) イ 床面積の合計が2,000㎡を超えるもの	
9-2	ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(学校に附属するものに限る。)		次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの(床面積の合計が100㎡以下のもを除く。) イ 床面積の合計が2,000㎡を超えるもの	
10	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のもを除く。)	次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 (ア) 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物(地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のもを除く。) (イ) 当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物 (ウ) 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上の建築物	※国指定に該当するものを除く。 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの(床面積の合計が100㎡以下のもを除く。) イ 床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	毎年4月1日から9月30日まで
11	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 (ア) 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物(地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のもを除く。) (イ) 当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物 (ウ) 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上の建築物	※国指定に該当するものを除く。 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの(床面積の合計が100㎡以下のもを除く。) イ 床面積の合計が500㎡を超えるもの	
12	展示場	次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 (ア) 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物(地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のもを除く。) (イ) 当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物 (ウ) 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上の建築物		
13	事務所その他これに類するもの		次のアとイの両方に該当する場合 ア 5階以上のもの イ 床面積の合計が1,500㎡を超えるもの	平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで

※1 「高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
- (2) 助産施設、乳児院及び障害児入所施設
- (3) 助産所
- (4) 盲導犬訓練施設
- (5) 救護施設及び更生施設
- (6) 老人短期入所施設その他これに類するもの
- (7) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム
- (8) 母子保健施設
- (9) 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

【表2 建築設備】

No	建築物の用途	建築物の規模要件	対象となる建築設備	報告時期
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂、集会場	次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積（客室又は集会室の部分に限る。）が200㎡を超えるもの	①機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備並びに建築基準法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けられた機械換気設備に限る。） ②機械排煙設備（建築基準法第35条の規定により設けられた機械排煙設備に限る。） ③非常用の照明装置（建築基準法第35条の規定により設けられた非常用照明装置に限る。）	毎年 4月1日から 9月30日まで
2	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が500㎡を超えるもの		
3	児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設	次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が500㎡（収容施設がないものにあつては1,000㎡）を超えるもの		
4	ホテル、旅館	次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が300㎡を超えるもの		
5	下宿、共同住宅、寄宿舎	次のアとイの両方に該当する場合 ア 3階以上のもの イ 床面積の合計が1,000㎡を超えるもの		

6	学校、体育館	次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が5,000㎡を超えるもの	
7	ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が2,000㎡を超えるもの	
8	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）	次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	
9	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が500㎡を超えるもの	
10	事務所その他これに類するもの	次のアとイの両方に該当する場合 ア 5階以上のもの イ 床面積の合計が1,500㎡を超えるもの	

【表3 防火設備】

No	対象建築物	対象となる防火設備	報告時期
1	【表1 特定建築物】の表の国指定の建築物	随時閉鎖又は作動をできる防火扉、防火シャッター、耐火クロスクリーン、ドレンチャーその他の水膜を形成する防火設備	毎年4月1日から9月30日まで
2	病院、診療所、高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物		

【表4 昇降機】

No	対象となる昇降機	対象となる昇降機の要件	報告時期
1	エレベーター	籠が住戸内のみを昇降するもの及び労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除く。	①基準月（建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項（同法第87条の4においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月をいう。以下同じ。）が1月又は6月から12月までである場合は、毎年当該基準月の2月前の月の1日から当該基準月の末日まで ②基準月が2月から5月までである場合は、毎年4月1日から6月30日まで
2	エスカレーター	全てのエスカレーター	
3	小荷物専用昇降機	昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いものを除く。	

【表5 準用工作物】

No	対象となる工作物	対象となる工作物の要件	報告時期
1	エレベーター	乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）	毎年4月1日から6月30日まで
2	エスカレーター	エスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）	
3	高架の遊戯施設	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	
4	回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	